



東北ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和 8 年 8 月 3 日

令和 6 年 9 月 26 日にお知らせした以下の東北ブロックの審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)については、支払基金本部に設置した「審査の一般的な取扱いに関する検討委員会」において検討され、「審査の一般的な取扱い(医科)」として公表されましたので、お知らせします。

(※) 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

【東北ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	パーキンソン症候群に対する脳血管疾患等リハビリテーション料の算定については、原則として認められる。	パーキンソン症候群とパーキンソン病は発症原因から別疾患として区分けが必要である。しかし、パーキンソン病診断薬イオフルパン(ドパミントランスポーターシンチグラフィ)の添付文書には、効能・効果として①パーキンソン症候群②レビー小体型認知症とあり、さらに「臨床成績」の項目には、パーキンソン症候群(パーキンソン病、多系統萎縮症、進行性核上性麻痺)という記載がみられるなど、パーキンソン症候群に広義の意味でパーキンソン病が含まれるとする取扱いが一部に見られ、現時点では両者を臨床上明確に区別した取扱いになっていない現状がある。 この現状と両者の臨床症状がほぼ同様であることを考慮し、脳血管疾患等リハビリテーション料の適応疾患であるパーキンソン病と同様に、パーキンソン症候群においても脳血管疾患等リハビリテーション料の算定は妥当と判断される。	令和 7 年 9 月 30 日に「審査の一般的な取扱い(医科)」として公表

本件に関する問合せ先

東北審査事務センター

外科・混合審査室 外科審査課 (TEL:022-785-9538) 木村